

1 8 陳 情 第 4 2 号	肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を国に対して意見書の提出を求める陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 1 8 年 9 月 1 日 受 理、平成 1 8 年 9 月 2 0 日 付 託
陳 情 者	東京都新宿区新宿 _____ _____

## ( 要 旨 )

- 1 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
- 2 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第 Ⅲ 因子製剤を納入した全医療機関に対して、患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して投与事実を告知し感染検査の奨励を指導し、その結果をすみやかに公表すること。
- 3 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応を取ること。
- 4 国は以下の恒久対策を実施すること。
  - ウイルス性肝炎の治療体制の整備、特に地域格差の解消
  - 医療費援助及び治療中の生活支援策の実施
  - 検査体制の整備
  - 差別・偏見の一掃

## ( 理 由 )

B 型・C 型肝炎は、特に発症以降は倦怠感などの症状により日常生活に重大な支障を生じさせ、慢性肝炎から肝硬変、肝臓癌に移行する危険性の高い深刻な病気である。

1 年間の肝臓の年間死亡者数約 3 万人超の約 7 割は C 型肝炎患者で、約 2 割は B 型肝炎患者である。このような事態を鑑みれば、政府は、係争中の訴訟を直ちに終了させ、全てのウイルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に直ちに取りかかるべきである。

よって、新宿区議会は全ての肝炎患者の救済のため、政府に対し緊急に要旨の通りの意見書を提出するよう強く要請するものである。